

鎌倉市自治基本条例素案（6G有志とその賛同者案）

目次

前文

第1章 総則

第1条 目的

第2条 定義

第3条 市政運営の基本原則、枠組み

第2章 市民自治

第4条 市民の市政への参加権

第5条 市民の市政への参加と責務

第6条 市民の市政参加制度・仕組み

第7条 住民投票

第3章 地域コミュニティ

第8条 地域コミュニティ

第9条 地域評議会

第4章 議会と議員

第10条 議会の役割と責務

第11条 議員の責務と倫理

第12条 議会機能の強化

第13条 情報収集と公開

第14条 議会基本条例

第5章 市長と執行機関

第15条 行政執行の原則

第16条 市長の役割と責務

第17条 職員の役割と責務

第18条 行政基本条例と政治・行動倫理条例

第6章 条例の位置づけと実効性の保障

第19条 最高規範性

第20条 基本構想、基本計画の策定手続き

第21条 自治事務に関する法の解釈

第22条 鎌倉市自治記念日の制定

第23条 改廃手続き

前文：

明治維新以降、長きにわたるわが国の中央集権体制は戦後 60 年を経て、社会的、経済的発展変化に伴い、徐々に、しかし確実に地方分権化の道を歩んできた。平成 12 年「地方分権一括法」が施行され地方分権化は法制的に一気に進められる状況と環境が整ってきた。

鎌倉市は、こうした政治・社会的状況を背景として踏まえ、既存の市民憲章と平和都市宣言を市政の理念として遵守し、また市民の諸活動と連携し、優れた公共政策の実施を通じて、子どもから老人まで市民がゆとりと豊かさを実感し、安心、安全に暮らすことができる社会環境を整備すること、および歴史的遺産と伝統文化や緑地と環境を守り、風格と活力と魅力を備えた街を作ること为目标とする。

その目標実現のために、ここに市政運営の原則と制度を明らかにし、民主主義と市民自治が息づく市政が実行されるよう、全ての市政関係者に共有、尊重され、最高規範性を有する、この自治基本条例を制定する。

第 1 章 <総則>

第 1 条 目的

この条例は、鎌倉市の政策課題の実現を目的として、民主主義と市民自治の原則にもとづく、市政運営の基本原則および制度を定める。

第 2 条 定義

この条例における用語の定義は、次の各号による。

- (1)「市民」とは、日本国籍を有し、鎌倉市に住所を有する成年者をいう。
- (2)「市」とは、市長を代表者とする基礎的地方公共団体としての鎌倉市をいう。
- (3)「市政」とは、政策と行政の総体をいう。
- (4)「市民自治」とは、市民が主権者である市政運営のありかたをいう。

第 3 条 市政運営の基本原則、枠組み

市政はつぎの各号の原則にもとづき行われるものとする

- (1) 市政は二代表制のもと自治基本条例を拠りどころとして、市民、議会、行政の三者の相互理解と連携協力のもとで運営されること
- (2) 市民は市政の主権者である。
- (3) 市民は市政への参加権を有し、その行使を保障される。

(4) 地域コミュニティにおける市民の自治的活動は、市政の一環である。

第2章 < 市民自治 >

第4条 市民の市政への参加権

市民は、法令による選挙権、直接請求権、請願権等の市政参加権を有する

2 市民は、この条例により次の各号の権利を有する

- (1) 市政情報を知り、共有する権利
- (2) 重要な政策、施策に関して直接住民投票ができる権利
- (3) 政策の形成に参加する権利
- (4) 政策、施策の実行、執行に参加する権利
- (5) 政策、施策の実施結果の評価に参加する権利

3 この場合において、市民は、市政に参加しないことによって、不利益な扱いを受けない。

4 なお、鎌倉市に住所を有する未成年者及び外国人は、自らに関係のある課題に関しては、市政に対し意見を陳述することができる。

第5条 市民の市政への参加と責務

市民は、主権者としての矜持と自覚をもって市政に参加するものとする。

2 市民は、自由に自立した活動を営むとともに社会的責任を意識し、市と連携協力して、安心安全で健康で豊かな日常の暮らしを送れるまちづくりに寄与するよう努める。

3 市民は、市政参加の権利を行使するに当たり、他の市民の意思や意見を尊重し、自らの発言や行動に責任を持つとともに、本来の目的を逸脱して権利を濫用することのないように努めなければならない。

4 市民は、法令または条例の定めるところにより納税の義務を負う

第6条 市民の市政参加制度・仕組み

市民は、第4条2項規定の市政参加権の行使が可能かつ容易となるよう保障されなければならない。

2 市政参加の制度、手続きおよび場面は、次の各号を含むように定める。

- (1) 政策（財政）形成、計画策定、制度設計などの企画・計画・設計への参加
- (2) 市民が発議する意見、要請、要求、請求などが取り込める提案・提言制度、公聴会・市民会議制度、苦情処理制度の制定とその制度への参加
- (3) 市が発議する審査、評価、監査、検査、調査のための各種審議会、委

員会、評議会、協議会などへの市民公募の確立とそれへの参加

3 前項の参加の制度、手続きについては、別に市民参加基本条例を定める。

第7条 住民投票

市は、市政上重要な事項の決定に当たり、市民有権者数の1/5以上の署名のある直接請求があるときは、住民投票に付さねばならない。

2 市は、有権者投票の過半数を超える結果については、その意思を尊重し、従わなければならない。

3 住民投票に関する手続き、その他の重要な事項については、別に住民投票基本条例で定める。

第3章 <地域コミュニティ>

第8条 地域コミュニティ

市民は、地域活動やグループ活動を通じて、地域コミュニティの形成に自発的に関わることが望まれる。

2 市は、市民自治の担い手として、自治・町内会、NPOなどの地域で活動する市民組織の役割を認識し、必要に応じて、これらの市民組織を支援・育成する。

第9条 地域評議会

市民は、地域の共通問題や課題に対応し、解決するための機関組織として、市民組織を中心にした地域評議会（仮称）を設けることができる。

2 地域評議会の運営については、別に当事者、関係者間で定める。

3 市は、地域評議会の求めに応じて地域行政センターの使用を許諾するものとする。

4 市は、市の政策、施策の形成・決定に際し、地域に係わる問題や課題に関して、当該地域評議会からの意見・提案がある場合、これに配慮し、尊重しなければならない。

第4章 <議会と議員>

第10条 議会の役割と責務

議会は、法令、条例に基づく立法・議決機能と市民の意思が反映され、適切に市政が行われているかを監視、牽制する役割をもつ。

2 議会は、市民との意思疎通をはかるため、会議の公開、議会保有の市政

情報の市民との共有、市民からの請願、陳情、要請、提言、提案などに容易に応じられる制度をつくり開かれた議会運営に努めなければならない。

第11条 議員の責務と倫理

議員は、みずから公約した政策を遂行し実現に努力する責務がある。

2 議員は、前条の役割を果たすべく、立法機関の一員として調査研究、政策立案活動および審議にあたらなければならない。

3 議員は、議案提出権の積極的行使および条例制定に努める。

4 議員は、議会の責務を果たすために、不断の研鑽を怠ってはならない。

5 議員は、市民の代表としての倫理性を自覚して行動しなければならない。議員の政治、倫理行動に関しては、別に議員倫理規定を設ける。

第12条 議会機能の強化

議会は、立法、政策の立案機能、監視・牽制機能の実現のために議会運営、議事運営のありかたを見直し、議会活動環境の整備に努めなければならない。

2 議会は、監視・牽制機能の強化を目的に、議決事項の拡大、行政からの報告事項の迅速かつ積極的な取得をはからなければならない。

第13条 情報収集と公開

議会は、市民との意思疎通を密にするため、議会モニター制度、公聴会制度、市民報告会などの諸制度を条例化する。

第14条 議会基本条例

議会が、本来の機能、役割を果たすために、別に議会基本条例を定める。

第5章 <市長と執行機関>

第15条 行政執行の原則

市は、次の各号の原則に則り、政策を形成、決定し、実行しなければならない。

(1) 評価可能な基本計画、実施計画を策定しこれを政策実行の基本とすること。

(2) 市の財産を正しく管理するとともに、健全で持続可能な財政計画の策定および複式、連結会計など透明な財務会計制度に基づく市政を運営すること。

(3) 政策法務、解釈法務は、市民主権の分権自治が実現できる組織体

制のもとで運営すること。

(4) 政策、施策の評価、監査は、市政の重要な過程で、外部監査を導入するなど公明、正大になされること。

(5) 基本構想、基本計画、実施計画の実現に相応しい組織および職員の志気・意欲・倫理が保て、能力が発揮できる制度のもとで運営すること。

(6) 市民に理解されるよう、正しい倫理、政治行動にもとづき、公平・公正・透明なサービス運営をすること。

(7) 持てる経営資源を最大限有効に使い、効果的、効率的な行政経営をすること。

(8) 国、県、近隣その他の基礎的自治体等との協力、交流を図り、市政の政策、課題の実現に努めること。

(9) 市民個人の権利及び利益が侵害されることがないように、個人情報収集、利用、提供、連結、管理等に関して、適切な措置を講じること。

第16条 市長の役割と責務

市長は、前条の原則を遵守して市政を執行する任務および次の各号の責務を有する。

(1) 市長は市の代表であるとともに市政運営の最高責任者である。

(2) 前条の行政執行原則のもと、政策、事務、サービス実現のために行政経営に関して、執行機関をはじめ職員を指揮監督し、市政の執行を管理する責任を有する。

(3) 立候補するに当たり政策として掲げた公約を、適切に遂行する責任を有する。

(4) 政策や行政の事務・サービスに関する説明責任を有するとともに、常に市民や議会に対して、これらに関する情報を公開し共有する責務がある。

第17条 職員の役割と責務

職員は、つぎの各号の事柄を遵守し、公僕に恥じない仕事をしなければならない。

(1) 職員は、常に市民の立場で執務、サービスにあたる責務を有する。

(2) 全ての市民に公平、公明、正大であること。

(3) 情報を秘匿しないこと。

(4) 説明責任をもつこと。

(5) 職務に関する研鑽を怠らないこと。

第18条 行政基本条例と政治・行動倫理条例

第15条の行政活動原則を基本に、行政活動、行政組織など市政経営に関する制度・手続きについては別に行政基本条例を定める。

2 政治、行動倫理については別に政治・行動倫理条例で定める。

第6章 <条例の位置づけと実効性の保障>

第19条 最高規範性

この条例は、市政運営に関する最高規範であって、すべての条例、規則等に優位し、抵触・矛盾する場合は、この条例の原則、基準に従わなければならない。

2 前項に基づき、既存の各種条例、規則などの見直しを行わなければならない。

3 市長、議会議員およびその他の関係市職員は、この条例を尊重し、擁護する義務を負う。

第20条 基本構想、基本計画の策定手続き

市は、基本構想、基本計画、実行計画の基本政策に関する策定は、この条例に基づきおこなわれなければならない。

第21条 自治事務に関する法の解釈

市は、団体自治、住民自治の自治事務に関する法令を独自に解釈し、運用する場合、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

第22条 鎌倉市自治記念日の制定

市民のみならず市政に関わる全ての組織機関が、鎌倉市の目指す市民自治を実現するために、この条例の制定を記念して、鎌倉市自治記念日を創設する。

2 この日は、自治を考える日とし、記念日に関する条例を別に定める。

第23条 改廃手続き

この条例の改廃は、一般手続きによる。ただし、改廃に当たっては、住民の意見を十分尊重しなければならない。

以上

(平成21年2月10日)

21-3-9 修正